2021年10月1日

株主及び債権者、その他の利害関係人各位

（吸収分割会社）
東京都千代田区九段北四丁目２番１号
株式会社ＳＩＧグループ
（旧商号：株式会社ＳＩＧ）
代表取締役社長　　石川　純生

（吸収分割承継会社）
東京都千代田区九段北四丁目２番１号
株式会社ＳＩＧ
（旧商号：株式会社ＳＩＧ分割準備会社）
代表取締役社長　　石川　純生

拝啓、皆々様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、株式会社ＳＩＧグループ（旧商号：株式会社ＳＩＧ。以下、「分割会社」といいます。）は、完全子会社である株式会社ＳＩＧ（旧商号：株式会社ＳＩＧ分割準備会社。以下、「承継会社」といいます。）に対して、2021年５月20日付で締結した吸収分割契約に基づき、2021年10月１日付で、分割会社のシステム開発事業及びインフラ・セキュリティサービス事業（ただし、本社管理部門、事業戦略室及び新規事業推進部に関する業務を除きます。以下「本件事業」といいます。）を承継させる分社型吸収分割（以下、「本分割」といいます。）を行いました。

つきましては、会社法第791条第１項第１号及び会社法第801条第３項第２号並びに会社法施行規則第189条の規定に基づきまして、株主の皆様、債権者の皆様、その他利害関係を有する方々に対して、次のとおり、ご報告をさせていただきたいと存じます。

「2021 年 10 月１日実行の吸収分割に関する事後開示事項」

一、吸収分割が効力を生じた日

2021 年 10 月１日（金）

二、分割会社における下記手続の経過

１．組織再編の差止請求

会社法第 784 条の 2 の規定に基づき、本分割をやめることの請求をされた株主はいらっしゃいませんでした。

２．反対株主の株式買取請求

会社法第 785 条第３項及び第４項の規定に基づき、株主及び登録株式質権者に対して、2021 年９月９日から同年９月 30 日までの間、継続して電子公告を行いましたが、反対株主の株式買取請求はございませんでした。

３．新株予約権者の新株予約権買取請求

分割会社の新株予約権は、会社法第 787 条第３項第２号の規定に該当する新株予約権ではございませんでしたので、会社法第 787 条第４項の規定に基づく電子公告を必要とせず、新株予約権買取請求はございませんでした。

４．債権者保護手続

本分割は、分社型分割の場合であって、かつ、吸収分割契約書第２条第２項の規定のとおり、分割会社のすべての債権者が吸収分割後も分割会社に対してその履行を請求することができる場合であるため、分割会社における債権者保護手続は必要としませんでした。

三、承継会社における下記手続の経過

１．組織再編の差止請求

承継会社は分割会社の完全子会社でありますので、会社法第 796 条の２の規定に基づき、本分割をやめることを請求した株主は存在しません。

２．反対株主の株式買取請求

承継会社は分割会社の完全子会社でありますので、反対株主は存在しません。

３．債権者保護手続

承継会社は、会社法第 799 条第２項の規定に基づき、2021 年７月 20 日付で、債権者に対して本分割に対する異議申述の官報公告を行いましたが、異議申述期限である 2021 年８月 20 日までに異議申述された債権者はいらっしゃいませんでした。なお、承継会社の会社法第 799 条第２項の規定における「知れている債権者」は、完全親会社たる分割会社のみであるため、各別の催告は行っておりません。

四、吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

本件事業に関する重要な権利義務に関する事項は、吸収分割契約書第２条第１項に規定される【別紙（承継権利義務明細書)】に記載のとおりであります。

五、吸収分割による変更登記の日

2021 年 10 月１日（金）

六、上記の他、吸収分割に関する重要な事項

１．私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律所定の手続の履践状況

承継会社は分割会社の完全子会社であったため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 15 条の２第３項本文ただし書きにおける「すべての吸収分割をしようとする会社が同一の企業結合集団に属する場合」に該当し、公正取引委員会への届出を必要としませんでした。

２．金融商品取引法所定の手続の履践状況

分割会社は、金融商品取引法第 24 条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第２項第７号の規定に基づき、2021 年５月 20 日付で、臨時報告書を提出いたしました。

以上のとおり、ご報告申し上げます。

敬具